

歯と口腔の健康づくり推進条例(仮称)について

1 条例制定の背景

- (1) 人生 100 年時代にむけて、乳幼児期から全ての世代において口腔のケアの重要性が一層高まっている。
- (2) 新型コロナウイルス感染症による新たな課題（歯科受診控え、外出自粛による口腔機能の低下、学校や園での歯みがき等の実施機会の減少など）へ対応する必要がある。

2 他府県と比較し独自性のある内容

- (1) 誤嚥性肺炎等を予防するため、多職種連携の体制整備や地域包括ケアシステムの構築に関する施策
- (2) 災害や感染症に備えた体制整備と歯科保健医療サービス提供体制の確保
- (3) 広く地域に啓発していくために普及啓発月間の設定

3 進捗状況及び今後のスケジュール

時期	
10月29日	第1回 8020 運動推進部会(条例制定について)
	第1回ワーキング部会(基本的施策の項目について)
11月26日	第2回ワーキング部会(基本的施策案、条例案について)
<u>12月17日</u>	<u>第2回歯と口腔の健康づくり推進部会</u> （旧名称：8020 運動推進部会） ・ <u>パブリックコメント（案）決定</u>
12月下旬～1月初旬	<u>ひょうご健口長寿県民シンポジウム</u> （オンデマンド配信） テーマ：～ひょうごの健口の「これから」を考える～ 基調講演：ときわ病院 足立了平氏 パネリスト：保育・教育・学生、関係団体(障害・食育等)
12月下旬～1月中旬	パブリックコメントの実施
2月	条例案を県議会に上程
3月	第2回健康づくり審議会(条例制定の報告)

4 条例名称（案）

- A 歯と口腔の健康づくり推進条例
- B 歯科口腔保健の推進に関する条例
- C 歯科口腔保健推進条例